

公 告 第 218 号

任意継続被保険者の令和 5 年度における標準報酬月額公告

健康保険法第 47 条第 1 項 2 号の規定による当健康保険組合の令和 4 年 9 月 30 日現在における全被保険者の平均標準報酬月額及び令和 5 年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

令和 5 年 2 月 24 日

フォーラムエンジニアリング健康保険組合
理 事 長 宇野 敏弘
(公印省略)

記

1. 令和 4 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額
308,853 円
2. 令和 5 年度における標準報酬月額
22 等級 300,000 円
3. 適用年月日
自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

以上